在チェコ共和国日本国大使館は、更に、二千十五年十月一日以後の協定の適用について、次の理解を通報する光栄を有する。

1　協定の適用上、協定第二条2(a)(ii)から(v)までに掲げる日本国の年金制度（協定において「日本国の被用者年金制度」とされるもの）は、日本国の法律の改正による日本国の被用者年金制度の統一を踏まえ、二千十五年十月一日以後、同条2(a)(ii)の厚生年金保険に統一される。同日以後、協定の「日本国の被用者年金制度」は、「厚生年金保険」を意味する。日本国の被用者年金制度の厚生年金保険への統一の結果、同日以後、協定第十八条2(b)及び第十九条4の規定が適用される状況は、存在しない。

2　協定第十七条2の規定の適用上、日本国の法律の改正による各共済年金の職域加算年金の廃止を踏まえ、二千十五年十月一日以後、「各共済年金の職域加算年金」は、日本国の法律の改正前の日本国の法令による各共済年金の職域加算年金であって、同日以後経過措置として支給されるものを意味する。

3　協定は、協定第二条2(a)に定める日本の年金制度から除外され、したがって協定の適用範囲から除外される退職等年金給付及び退職等年金給付に加えて又はこれに代わって二千十五年十月一日以後に導入される年金給付であって、退職等年金給付と同一であるもの又は実質的に類似するものについては、適用しない。

在チェコ共和国日本国大使館は、更に、チェコ共和国外務省に対して、二千十五年十月一日以後の協定の適用に関する前記の理解を確認することを求める光栄を有する。

在チェコ共和国日本国大使館は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねてチェコ共和国外務省に向かって敬意を表する。

二千十五年六月十七日にプラハで

（チェコ共和国外務省から在チェコ共和国日本国大使館宛ての口上書）

（訳文）

No.109660／2015－ＭＰＯ

口上書

チェコ共和国外務省は、在チェコ共和国日本国大使館に敬意を表するとともに、二千八年二月二十一日にプラハで署名され、二千九年六月一日に効力を生じた社会保障に関するチェコ共和国と日本国との間の協定との関連において、日本国の年金制度に関する日本国の法律の改正についての情報を含む二千十五年六月十七日付け在チェコ共和国日本国大使館発口上書第24／2015号を受領したことを確認する光栄を有する。

チェコ共和国外務省は、チェコ側が、二千十五年十月一日以降の協定の適用における日本側による変更を考慮することを確認する光栄を有する。

チェコ共和国外務省は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて在チェコ共和国日本国大使館に向かって敬意を表する。

二千十五年七月二日にプラハで

○外務省告示第四十九号

平成二十七年七月二十八日及び同年八月六日にベルリンで、被用者年金一元化等の社会保障制度改革関連法の施行後の社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の適用に関する次の口上書の交換がドイツ連邦共和国政府との間で行われた。

平成二十八年二月二十五日

外務大臣　岸田　文雄

（在ドイツ連邦共和国日本国大使館からドイツ連邦共和国外務省宛ての口上書）

（訳文）

ＪＢ　156／2015

口上書

在ドイツ連邦共和国日本国大使館は、ドイツ連邦共和国外務省に敬意を表するとともに、二千年二月一日に効力を生じた社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定（以下「協定」という。）、協定の不可分の一部を成す議定書（以下「議定書」という。）、協定の実施のための取極（以下「取極」という。）及び二千十五年十月一日に施行される日本国の年金制度に関する法律の改正（以下「日本国の法律の改正」という。）に言及する光栄を有する。

在ドイツ連邦共和国日本国大使館は、日本国政府に代わって、ドイツ連邦共和国外務省に対して、日本国の法律の改正によって、二千十五年十月一日以後、厚生年金保険が国家公務員、地方公務員、私立学校教職員等に適用され、各共済年金の職域加算年金が同日に廃止され、同日以後、当該職域加算年金の廃止を踏まえて経過措置が講ぜられ、及び同日以後、同日に導入される退職等年金給付（以下「退職等年金給付」という。）が国家公務員、地方公務員、私立学校教職員等の付加的な年金として支給されることを通報する光栄を有する。

在ドイツ連邦共和国日本国大使館は、更に、ドイツ連邦共和国外務省に対して、二千十五年十月一日以後の協定の適用について、日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の相互の理解が次のとおりであることを確認する光栄を有する。

1　協定及び議定書の適用上、協定第二条(1)(a)2から5までに掲げる日本国の年金保険制度（協定及び議定書において「日本国の被用者年金制度」とされるもの）は、日本国の法律の改正による日本国の被用者年金制度の統一を踏まえ、二千十五年十月一日以後、同条(1)(a)2の厚生年金保険に統一される。同日以後、協定及び議定書の「日本国の被用者年金制度」は、「厚生年金保険」を意味する。日本国の被用者年金制度の厚生年金保険への統一の結果、同日以後、議定書(14)(a)及び(b)の規定が適用される状況は、存在しない。

2　議定書(14)(c)の規定の適用上、日本国の法律の改正による各共済年金の職域加算年金の廃止を踏まえ、二千十五年十月一日以後、「各共済年金の職域加算年金」は、日本国の法律の改正前の日本国の法令による各共済年金の職域加算年金であって、同日以後経過措置として支給されるものを意味する。

3　協定及び議定書は、退職等年金給付及び退職等年金給付に加えて又はこれに代わって二千十五年十月一日以後に導入される年金給付であって、退職等年金給付と同一であるもの又は実質的に類似するものについては、適用しない。

4　取極第二条(1)(a)に規定する国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団は、日本国の連絡機関として存続する。ドイツ連邦共和国の連絡機関は、従来どおり日本年金機構に直接連絡することができる。

在ドイツ連邦共和国日本国大使館は、更に、ドイツ連邦共和国外務省に対して、日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の相互の理解が次のとおりであることを確認する光栄を有する。

在ドイツ連邦共和国日本国大使館は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねてドイツ連邦共和国外務省に向かって敬意を表する。

二千十五年七月二十八日にベルリンで

（ドイツ連邦共和国外務省から在ドイツ連邦共和国日本国大使館宛ての口上書）

（訳文）

No.505―540.05　ＪＰＮ

口上書

ドイツ連邦共和国外務省は、二千十五年七月二十八日付けの在ドイツ連邦共和国日本国大使館からの口上書第ＪＢ156／2015号を受け、ドイツ連邦共和国労働社会省と協議を行った結果、同年十月一日から施行される日本国の年金制度の改正が社会保障に関するドイツ連邦共和国と日本国との間の協定の適用に影響を及ぼさないことを確認する。

ドイツ連邦共和国外務省は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて在ドイツ連邦共和国日本国大使館に向かって敬意を表する。

二千十五年八月六日にベルリンで

○外務省告示第五十号

平成二十七年九月十日及び同月二十三日にベルリンで、被用者年金一元化等の社会保障制度改革関連法の施行後の社会保障に関する日本国とスイス連邦との間の協定の適用に関する次の口上書の交換がスイス連邦政府との間で行われた。

平成二十八年二月二十五日

外務大臣　岸田　文雄

（在スイス日本国大使館からスイス連邦外務省宛ての口上書）

（訳文）

111－2015　ＹＮ／ＲＡ／jesi

口上書

在スイス日本国大使館は、スイス連邦外務省に敬意を表するとともに、二千十二年三月一日に効力を生じた社会保障に関する日本国とスイス連邦との間の協定（以下「協定」という。）及び二千十五年十月一日に施行される日本国の年金制度に関する法律の改正（以下「日本国の法律の改正」という。）に言及する光栄を有する。

在スイス日本国大使館は、スイス連邦外務省に対して、日本国政府の権限のある当局に代わって、協定に基づいて、日本国の法律の改正によって、二千十五年十月一日以後、厚生年金保険が国家公務員、地方公務員、私立学校教職員等に適用されることを通報する光栄を有する。各共済年金の職域加算年金は同日に廃止され、同日以後、当該職域加算年金の廃止を踏まえて経過措置が講ぜられ、及び同日以後、同日に導入される退職等年金給付（以下「退職等年金給付」という。）が国家公務員、地方公務員、私立学校教職員等の付加的な年金として支給される。